

汚水排水量認定申告書

年 月 日

白河市長

(申請者)

住 所

氏 名

印

連 絡 先

浄化槽使用に関して、白河市特定地域生活排水処理施設条例第15条の規定により申告いたします。

1. 量水器設置場所	白河市
2. 使用料請求先	請求先住所 請求先氏名
3. 汚水排水量認定理由	
4. 汚水排水量	量水器による水量とする。
5. 取付年月日及び 量水器指針	取 付 日 : 年 月 日 量水器開始指針 : m ³ (口径 mm)
6. 私設量水器設置条件	・計量法施行令第18条の規定により、有効期限の8年経過前に私費で量水器を交換します。 ・量水器の取り付け交換は、白河市下水道排水設備工事指定店に依頼して行います。 ・下水道使用料に滞納が生じた場合は、市が算定した水量をもって認定水量とすることに同意します。 ・この申告書に基づき定期的に水量を認定するため、市職員及び水道部料金算出関係者の立ち入りを承認します。
7. 添付書類	☐ 平面図(管路及び量水器の設置位置が分かるもの 1枚) ☐ 写真(量水器周辺及び量水器開始指針が判読できるもの 各1枚)
◇ 私設量水器の種別	☐ 加算 ☐ 減算 ☐ 認定 確認欄 ※

※申請者はこの欄に記入しないでください。

◇根拠法令(抜粋)

1. 計量法施行令(平成五年十月六日政令第三百二十九号)

(検定証印等の有効期間のある特定計量器)

第十八条 法第七十二条第二項の政令で定める特定計量器は別表第三の上欄に掲げるものとし、同項の政令で定める期間は同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第三 (第十八条関係)

特定計量器	有効期間
二 積算体積計	
イ 水道メーター	八年

2. 白河市特定地域生活排水処理施設条例(平成17年11月7日条例第151号)

(排除汚水量の算定)

第15条 使用者が排除した汚水量の算定は、次に定めるところによる。

- (1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。
- (2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は、使用者の使用態様を勘案して市長が認定する。
- (3) 水道水と水道水以外の水とを併せて使用した場合は、前2号の例により使用水量を合算したものであるとする。
- (4) 製氷業その他の営業でその営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なる事業を営む使用者は、使用月ごとに、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及び算出の根拠を記載した申告書を、市長が指定する日までに提出しなければならない。この場合において、市長は、その申告を考慮してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

3. 白河市特定地域生活排水処理施設条例施行規則(平成17年11月7日規則第127号)

第11条 条例第15条第2号及び第3号の規定による排除汚水量の認定は、次に定めるところによる。

- (3) 前2号以外の排除汚水量については、使用者の申告に基づき使用の実態を調査して認定し、必要があると認めたときは、排除汚水量を測定するための装置を取り付けて認定する。